

保医発 1 2 2 8 第 3 号
平成 2 1 年 1 2 月 2 8 日

地方厚生（支）局医療指導課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について

標記について、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 3 0 号）の一部が平成 2 2 年 1 月 1 日より施行され、船員保険を全国健康保険協会が管掌することとなることに伴い、下記の通知の一部を別紙 1 及び別紙 2 のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に対し、周知徹底を図られたい。

記

別紙 1 「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号）の一部改正について

別紙 2 「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」（平成 18 年 3 月 30 日保医発第 0330008 号）の一部改正について

「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）の一部改正について

- 1 別紙1のⅡの第1の3中「社会保険庁長官」を「全国健康保険協会理事長」に改める。
- 2 別紙1のⅡの第1の7の（3）中「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料」を「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料（災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。）」に改める。
- 3 別紙1のⅡの「第2の2」の1の（2）中「7の（2）及び（3）中」を削り、「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料」を「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料（災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。）」に改める。
- 4 別紙1のⅡの第3の2の（5）を次のように改める。

（5） 「保険者番号」欄について

 - ア 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（別添2「設定要領」の第1を参照）。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。
 - イ 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。
- 5 別紙1のⅡの第3の2の（7）中「、船員保険被扶養者証」を削る。
- 6 別紙1のⅡの第3の2の（12）中「職務上の取扱いとなる場合のみ該当するものを○で囲むこと。」を「「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。」に改める。
- 7 別紙1のⅡの第3の2の（13）の表中「船員保険法第28条ノ3第1項第3号及び第31条ノ2第2項第1号ニ」を「船員保険法第55条第1項第3号及び第76条第2項第1号ニ」に改める。
- 8 別紙1のⅡの第3の2（33）のイの（ア）を次のように改める。

（ア） 船員保険の被保険者について、「職務上の事由」欄中「通勤災害」に該当する場合には、初診時における一部負担金の金額を記載すること。ただし、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。

- 9 別紙1のⅢの第2の3中「社会保険庁長官」を「全国健康保険協会理事長」に改める。
- 10 別紙1のⅢの第2の6の(2)中「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料」を「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料(災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。)」に改める。
- 11 別紙1のⅢの第2の2の1の(2)中「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料」を「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料(災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。)」に改める。
- 12 別紙1のⅢの第3の2の(5)を次のように改める。
- (5) 「保険者番号」欄について
- ア 設定された保険者番号8桁(国民健康保険については6桁)を記載すること(別添2「設定要領」の第1を参照)。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。
- イ 公費負担医療单独の場合及び公費負担医療のみの場合は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。
- 13 別紙1のⅢの第3の2の(7)中「、船員保険被扶養者証」を削る。
- 14 別紙1のⅢの第3の2の(11)中「職務上の取扱いとなる場合のみ該当する番号を○で囲むこと。」を「「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。」に改める。
- 15 別紙1のⅢの第3の2の(31)のアを次のように改める。
- ア 船員保険の被保険者について、「職務上の事由」欄中「通勤災害」に該当する場合には、初診時における一部負担金の金額を記載すること。ただし、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。
- 16 別紙1のⅣの第1の3中「社会保険庁長官」を「全国健康保険協会理事長」に改める。
- 17 別紙1のⅣの第2の2の(5)を次のように改める。
- (5) 「保険者番号」欄について
- ア 設定された保険者番号8桁(国民健康保険については6桁)を記載すること(別添2「設定要領」の第1を参照)。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。
- イ 公費負担医療单独の場合及び公費負担医療のみの場合は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

18 別紙1のⅣの第2の2の(11)中「職務上の取扱いとなる場合のみ該当するものを○で囲むこと。」を「「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。」に改める。

19 別紙2の第2の3を次のように改める。

3 「保険者番号」欄について

- (1) 設定された保険者番号8桁(国民健康保険については6桁)を記載すること(別添2「設定要領」の第1を参照)。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。
- (2) 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合(以下「公費負担医療のみの場合」という。)は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。
- (3) 月の途中において保険者番号の変更があった場合は「備考」欄に変更後の保険者番号を記載すること。

20 別紙2の第2の4中「、船員保険被扶養者証」を削る。

21 別紙2の別添2の4中「、船員保険にあつては社会保険事務所(地方社会保険事務局が事務を行うことになっている場合にあつては当該地方社会保険事務局を含む。)ごとに社会保険庁が」を「、船員保険にあつては厚生労働省保険局が」に改める。

22 別紙2の別添2の6中「、社会保険庁長官、都道府県知事」を「、厚生労働省保険局、都道府県知事、地方厚生(支)局」に改める。

「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」（平成18年3月30日保医発第0330008号）の一部改正について

- 1 別紙のⅡの第1の3中「社会保険庁長官」を「全国健康保険協会理事長」に改める。
- 2 別紙のⅡの第2の5を次のように改める。
 - 5 「保険者番号」欄について
 - (1) 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号。以下「記載要領等」という。）の別添2（以下「設定要領」という。）の(1)を参照）。
 - (2) 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。
- 3 別紙のⅡの第2の7（1）中「、船員保険被扶養者証」を削る。
- 4 別紙のⅡの第2の11中「職務上の取扱いとなる場合のみ該当するものを○で囲むこと。」を「「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。」に改める。

(参考)

「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)の一部改正について

改正後	改正前
<p>別紙1</p> <p>Ⅱ 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領</p> <p>第1 診療報酬請求書(医科・歯科、入院・入院外併用)に関する事項(様式第1(1))</p> <p>3 「別記 殿」欄について 保険者名、市町村名及び公費負担者名を下記例のとおり備考欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。 (例) 別記 <u>全国健康保険協会理事長</u> 千代田区長 東京都知事</p> <p>7 「医療保険」欄について (3) 入院外分の「療養の給付」欄については、「件数」欄には明細書の医療保険に係る件数の合計を、「診療実日数」欄には明細書の診療実日数の合計を、「点数」欄には明細書の「療養の給付」欄の「保険」の項に係る「請求」の項の点数の合計を、「一部負担金」欄には明細書の「療養の給付」欄の「保険」の項に係る「一部負担金額」の項の一部負担金額の合計を記載すること。なお、「一部負担金」欄は、在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料及び船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料(災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。)に係るものに限り記載すれば足りるものとする。</p> <p>第2の2 診療報酬請求書(医科・歯科)に関する事項(様式</p>	<p>別紙1</p> <p>Ⅱ 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領</p> <p>第1 診療報酬請求書(医科・歯科、入院・入院外併用)に関する事項(様式第1(1))</p> <p>3 「別記 殿」欄について 保険者名、市町村名及び公費負担者名を下記例のとおり備考欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。 (例) 別記 <u>社会保険庁長官</u> 千代田区長 東京都知事</p> <p>7 「医療保険」欄について (3) 入院外分の「療養の給付」欄については、「件数」欄には明細書の医療保険に係る件数の合計を、「診療実日数」欄には明細書の診療実日数の合計を、「点数」欄には明細書の「療養の給付」欄の「保険」の項に係る「請求」の項の点数の合計を、「一部負担金」欄には明細書の「療養の給付」欄の「保険」の項に係る「一部負担金額」の項の一部負担金額の合計を記載すること。なお、「一部負担金」欄は、在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料及び船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料に係るものに限り記載すれば足りるものとする。</p> <p>第2の2 診療報酬請求書(医科・歯科)に関する事項(様式</p>

第 8)

- 1 「後期高齢者医療」欄について
 - (2) 療養の給付の「件数」欄、「診療実日数」欄、「点数」欄及び「一部負担金」欄、食事療養・生活療養の「件数」欄、「回数」欄、「金額」欄及び「標準負担額」欄については、第 1 の 7 の (2) 及び (3) と同様であること。この場合、「医療保険」とあるのは「後期高齢者医療」と、「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料（災害発生時が平成 21 年 12 月 31 日以前のものに限る。）」とあるのは「高齢者医療確保法第 69 条第 1 項の規定に基づき減額された一部負担金」と読み替えるものであること。

第 3 診療報酬明細書の記載要領（様式第 2）

2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(5) 「保険者番号」欄について

ア 設定された保険者番号 8 桁（国民健康保険については 6 桁）を記載すること（別添 2 「設定要領」の第 1 を参照）。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。

イ 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

（削除）

（表：削除）

(7) 「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」欄について

ア 健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、受給資格者票及び特別療養費受給票等の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」欄の「被保険者番号」を記載すること。

第 8)

- 1 「後期高齢者医療」欄について
 - (2) 療養の給付の「件数」欄、「診療実日数」欄、「点数」欄及び「一部負担金」欄、食事療養・生活療養の「件数」欄、「回数」欄、「金額」欄及び「標準負担額」欄については、第 1 の 7 の (2) 及び (3) と同様であること。この場合、7 の (2) 及び (3) 中「医療保険」とあるのは「後期高齢者医療」と、「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料」とあるのは「高齢者医療確保法第 69 条第 1 項の規定に基づき減額された一部負担金」と読み替えるものであること。

第 3 診療報酬明細書の記載要領（様式第 2）

2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(5) 「保険者番号」欄について

ア 設定された保険者番号 8 桁（国民健康保険については 6 桁）を記載すること（別添 2 「設定要領」の第 1 を参照）。

イ 船員保険については、当該被保険者及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合（以下(5)において「自県分の場合」という。）には、記載を省略して差し支えないこと。

ウ 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりとなること。

（表：略）

(7) 「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」欄について

ア 健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証、受給資格者票及び特別療養費受給票等の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」欄の「被保険者番号」を記載すること。

- (12) 「職務上の事由」欄について
 船員保険の被保険者については、「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「2 下船後3月以内」の番号を○で囲むこと。
 なお、同一月に職務上の取扱いとなる傷病及び職務外の取扱いとなる傷病が生じた場合は、入院外分についてはそれぞれ1枚、入院分については、それぞれに係る診療が区分できない場合に限り職務上として1枚の診療報酬明細書の取扱いとすること。
 電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略号を記載することとしても差し支えないこと。
 1 職上（職務上）、
 2 下3（下船後3月以内）
 3 通災（通勤災害）
- (13) 「特記事項」欄について
 記載する略号をまとめると、以下のとおりであること。
 なお、電子計算機の場合はコードと略号を記載すること。

コード	略号	内 容
15	経過	以下のいずれかに該当する場合 ① 公的年金等控除の縮減及び老年者控除の廃止に伴い、高齢者医療確保法第67条第1項第2号、健康保険法第74条第1項第3号及び第110条第2項第1号ニ、国民健康保険法第42条第1項第4号、国家公務員等共済組合法第55条第2項第3号及び第57条第2項第1号ニ、地方公務員等共済組合法第57条第2項第3号及び第59条第2項第1号ニ又は船員保険法第55条第1項第3号及び第76条第2項第1号ニに基づく一部負担金を負担することとなる70歳以上の高齢者（以下「現役並み所得者」という。）であって、平成18年8月から平成20年7月（高齢者医療確保法

- (12) 「職務上の事由」欄について
 船員保険の被保険者については、職務上の取扱いとなる場合のみ該当するものを○で囲むこと。共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「2 下船後3月以内」の番号を○で囲むこと。
 なお、同一月に職務上の取扱いとなる傷病及び職務外の取扱いとなる傷病が生じた場合は、入院外分についてはそれぞれ1枚、入院分については、それぞれに係る診療が区分できない場合に限り職務上として1枚の診療報酬明細書の取扱いとすること。
 電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略号を記載することとしても差し支えないこと。
 1 職上（職務上）、
 2 下3（下船後3月以内）
 3 通災（通勤災害）
- (13) 「特記事項」欄について
 記載する略号をまとめると、以下のとおりであること。
 なお、電子計算機の場合はコードと略号を記載すること。

コード	略号	内 容
15	経過	以下のいずれかに該当する場合 ① 公的年金等控除の縮減及び老年者控除の廃止に伴い、高齢者医療確保法第67条第1項第2号、健康保険法第74条第1項第3号及び第110条第2項第1号ニ、国民健康保険法第42条第1項第4号、国家公務員等共済組合法第55条第2項第3号及び第57条第2項第1号ニ、地方公務員等共済組合法第57条第2項第3号及び第59条第2項第1号ニ又は船員保険法第28条ノ3第1項第3号及び第31条ノ2第2項第1号ニに基づく一部負担金を負担することとなる70歳以上の高齢者（以下「現役並み所得者」という。）であって、平成18年8月から平成20年7月（高齢者医

又は国民健康保険法以外における一部負担金の割合が3割となる者については、平成18年9月から平成20年8月)までの間、入院又は入院外(在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料を算定している場合に限る。)に係る一部負担金が、一般の世帯(現役並み所得者及び市町村民税非課税の世帯以外の世帯のことをいう。)と同額の自己負担限度額を超えた場合

② 高齢者医療確保法の施行に伴い、高齢者医療確保法第67条第1項第2号、健康保険法第74条第1項第3号及び第110条第2項第1号ニ、国民健康保険法第42条第1項第4号、国家公務員等共済組合法第55条第2項第3号及び第57条第2項第1号ニ、地方公務員等共済組合法第57条第2項第3号及び第59条第2項第1号ニ又は船員保険法第55条第1項第3号及び第76条第2項第1号ニに基づく一部負担金を負担することとなる70歳以上の高齢者(以下「現役並み所得者」という。)であって、平成20年8月から平成20年12月(高齢者医療確保法又は国民健康保険法以外における一部負担金の割合が3割となる者については、平成20年9月から平成20年12月)までの間、入院又は入院外(在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料を算定している場合に限る。)に係る一部負担金が、一般の世帯(現役並み所得者及び市町村民税非課税の世帯以外の世帯のことをいう。)と同額の自己負担限度額を超えた場合

(33) 「療養の給付」欄について

イ 医療保険(高齢受給者及び高齢受給者以外であって限度額適用認定証若しくは限度額適用・標準負担額減額認定証又は特定疾患医療受給者証若しくは小児慢性特定疾患医療受診券(特定疾患医療受給者証及び小児慢性特定疾患医療受診券)にあつては、適用区分に所得区分の記載

療確保法又は国民健康保険法以外における一部負担金の割合が3割となる者については、平成18年9月から平成20年8月)までの間、入院又は入院外(在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料を算定している場合に限る。)に係る一部負担金が、一般の世帯(現役並み所得者及び市町村民税非課税の世帯以外の世帯のことをいう。)と同額の自己負担限度額を超えた場合

② 高齢者医療確保法の施行に伴い、高齢者医療確保法第67条第1項第2号、健康保険法第74条第1項第3号及び第110条第2項第1号ニ、国民健康保険法第42条第1項第4号、国家公務員等共済組合法第55条第2項第3号及び第57条第2項第1号ニ、地方公務員等共済組合法第57条第2項第3号及び第59条第2項第1号ニ又は船員保険法第28条ノ3第1項第3号及び第31条ノ2第2項第1号ニに基づく一部負担金を負担することとなる70歳以上の高齢者(以下「現役並み所得者」という。)であって、平成20年8月から平成20年12月(高齢者医療確保法又は国民健康保険法以外における一部負担金の割合が3割となる者については、平成20年9月から平成20年12月)までの間、入院又は入院外(在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料を算定している場合に限る。)に係る一部負担金が、一般の世帯(現役並み所得者及び市町村民税非課税の世帯以外の世帯のことをいう。)と同額の自己負担限度額を超えた場合

(33) 「療養の給付」欄について

イ 医療保険(高齢受給者及び高齢受給者以外であって限度額適用認定証若しくは限度額適用・標準負担額減額認定証又は特定疾患医療受給者証若しくは小児慢性特定疾患医療受診券(特定疾患医療受給者証及び小児慢性特定疾患医療受診券)にあつては、適用区分に所得区分の記載

があるものに限る。)の提示があった者で高額療養費が現物給付された者に係るものを除く。)に係る入院における「負担金額」の項、入院外における「一部負担金額」の項については、以下によること。

(ア) 船員保険の被保険者について、「職務上の事由」欄中「通勤災害」に該当する場合には、初診時における一部負担金の金額を記載すること。ただし、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。

Ⅲ 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

第2 診療報酬請求書(歯科・入院外)の記載要領(様式第1(3))

3 「別記 殿」欄について

保険者名、市町村名及び公費負担者名を下記例のとおり備考欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。

(例) 別記 全国健康保険協会理事長
千代田区長
東京都知事

6 「医療保険」欄について

(2) 「件数」欄には明細書の医療保険に係る件数の合計を、「診療実日数」欄には明細書の診療実日数の合計を、「点数」欄には明細書の「合計」欄の点数の合計を記載すること。

また、「一部負担金」欄には明細書の「療養の給付」欄の「保険」の項に係る「一部負担金額」の項の一部負担金額の合計を記載すること。

ただし、「一部負担金」欄は、船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料(災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。)に係るものに限り記載すれば足りるものとする。なお、「医保単独(七〇以上一般・低所得)」欄、「医保単独(七〇以上七割)」欄、「医保単独(本人)」欄、「医保単独(家族)」欄及び「医

があるものに限る。)の提示があった者で高額療養費が現物給付された者に係るものを除く。)に係る入院における「負担金額」の項、入院外における「一部負担金額」の項については、以下によること。

(ア) 船員保険の被保険者について、「職務上の事由」欄中「通勤災害」に該当する場合には、初診時における一部負担金の金額を記載すること。

Ⅲ 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

第2 診療報酬請求書(歯科・入院外)の記載要領(様式第1(3))

3 「別記 殿」欄について

保険者名、市町村名及び公費負担者名を下記例のとおり備考欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。

(例) 別記 社会保険庁長官
千代田区長
東京都知事

6 「医療保険」欄について

(2) 「件数」欄には明細書の医療保険に係る件数の合計を、「診療実日数」欄には明細書の診療実日数の合計を、「点数」欄には明細書の「合計」欄の点数の合計を記載すること。

また、「一部負担金」欄には明細書の「療養の給付」欄の「保険」の項に係る「一部負担金額」の項の一部負担金額の合計を記載すること。

ただし、「一部負担金」欄は、船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料に係るものに限り記載すれば足りるものとすること。なお、「医保単独(七〇以上一般・低所得)」欄、「医保単独(七〇以上七割)」欄、「医保単独(本人)」欄、「医保単独(家族)」欄及び「医保単独(六歳)」欄の「小計」欄にはそれぞれの合計を記載

保単独（六歳）」欄の「小計」欄にはそれぞれの合計を記載すること。

第2の2 診療報酬請求書(医科・歯科)の記載要領(様式第8)

1 「後期高齢者医療」欄について

- (2) 「件数」欄、「診療実日数」欄、「点数」欄及び「一部負担金」欄については、6の(2)と同様であること。この場合、6の(2)中「医療保険」とあるのは「後期高齢者医療」と、「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料(災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。)」とあるのは「高齢者医療確保法第69条第1項の規定に基づく一部負担金の減額」と読み替えること。

第3 診療報酬明細書の記載要領(様式第3)

2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(5) 「保険者番号」欄について

ア 設定された保険者番号8桁(国民健康保険については6桁)を記載すること(別添2「設定要領」の第1を参照)。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。

イ 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療のみの場合は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

(削除)

(表：削除)

(7) 「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」欄について

ア 健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、受給資格者票及び特別療養費受給票等の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。

また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」

すること。

第2の2 診療報酬請求書(医科・歯科)の記載要領(様式第8)

1 「後期高齢者医療」欄について

- (2) 「件数」欄、「診療実日数」欄、「点数」欄及び「一部負担金」欄については、6の(2)と同様であること。この場合、6の(2)中「医療保険」とあるのは「後期高齢者医療」と、「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料」とあるのは「高齢者医療確保法第69条第1項の規定に基づく一部負担金の減額」と読み替えること。

第3 診療報酬明細書の記載要領(様式第3)

2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(5) 「保険者番号」欄について

ア 設定された保険者番号8桁(国民健康保険については6桁)を記載すること(別添2「設定要領」の第1を参照)。

イ 船員保険については、当該被保険者及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合(以下(5)において「自県分の場合」という。)には、記載を省略して差し支えないこと。

ウ 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりとなること。

(表：略)

(7) 「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」欄について

ア 健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証、受給資格者票及び特別療養費受給票等の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。

また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」

欄の「被保険者番号」を記載すること。

(11) 「職務上の事由」欄について

船員保険の被保険者については、「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「2 下船後3月以内」の番号を○で囲むこと。なお、同一月に職務上の取扱いとなる傷病及び職務外の取扱いとなる傷病が生じた場合は、入院外分についてはそれぞれ1枚、入院分については、それぞれに係る診療が区分できない場合に限り職務上として1枚の明細書の取扱いとすること。

電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略称を記載することも差し支えないこと。

- 1 職上（職務上）
- 2 下3（下船後3月以内）
- 3 通災（通勤災害）

(31) 「一部負担金額」欄について

ア 船員保険の被保険者について、「職務上の事由」欄中「通勤災害」に該当する場合には、初診時における一部負担金の金額を記載すること。ただし、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。

IV 調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に関する事項

第1 調剤報酬請求書に関する事項（様式第4）

3 「別記 殿」欄について

保険者名、市町村名及び公費負担者名を下記例のとおり備考欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。

(例) 別記 全国健康保険協会理事長
千代田区長
東京都知事

第2 調剤報酬明細書の記載要領（様式第5）

欄の「被保険者番号」を記載すること。

(11) 「職務上の事由」欄について

船員保険の被保険者については、職務上の取扱いとなる場合のみ該当する番号を○で囲むこと。共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「2 下船後3月以内」の番号を○で囲むこと。なお、同一月に職務上の取扱いとなる傷病及び職務外の取扱いとなる傷病が生じた場合は、入院外分についてはそれぞれ1枚、入院分については、それぞれに係る診療が区分できない場合に限り職務上として1枚の明細書の取扱いとすること。

電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略称を記載することも差し支えないこと。

- 1 職上（職務上）
- 2 下3（下船後3月以内）
- 3 通災（通勤災害）

(31) 「一部負担金額」欄について

ア 船員保険の被保険者について、「職務上の事由」欄中「通勤災害」に該当する場合には、初診時における一部負担金の金額を記載すること。

IV 調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に関する事項

第1 調剤報酬請求書に関する事項（様式第4）

3 「別記 殿」欄について

保険者名、市町村名及び公費負担者名を下記例のとおり備考欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。

(例) 別記 社会保険庁長官
千代田区長
東京都知事

第2 調剤報酬明細書の記載要領（様式第5）

2 調剤報酬明細書に関する事項

(5) 「保険者番号」欄について

ア 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（別添2「設定要領」の第1を参照）。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。

イ 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療のみの場合は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

（削除）

（表：削除）

(11) 「職務上の事由」欄について

船員保険の被保険者については、「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「2 下船後3月以内」の番号を○で囲むこと。

なお、同一月に職務上の取扱いとなる傷病及び職務外の取扱いとなる傷病が生じた場合は、それぞれ1枚の明細書の取扱いとすること。

電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略称を記載することとしても差し支えないこと。

- 1 職上（職務上）
- 2 下3（下船後3月以内）
- 3 通災（通勤災害）

別紙2

第2 診療録等の記載上の注意事項（共通）

3 「保険者番号」欄について

(1) 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については

2 調剤報酬明細書に関する事項

(5) 「保険者番号」欄について

ア 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（別添2「設定要領」の第1を参照）。

イ 船員保険については、当該被保険者及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合（以下(5)において「自県分の場合」という。）には、記載を省略して差し支えないこと。

ウ 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりとなること。

（表：略）

(11) 「職務上の事由」欄について

船員保険の被保険者については、職務上の取扱いとなる場合のみ該当するものを○で囲むこと。共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「2 下船後3月以内」の番号を○で囲むこと。

なお、同一月に職務上の取扱いとなる傷病及び職務外の取扱いとなる傷病が生じた場合は、それぞれ1枚の明細書の取扱いとすること。

電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略称を記載することとしても差し支えないこと。

- 1 職上（職務上）
- 2 下3（下船後3月以内）
- 3 通災（通勤災害）

別紙2

第2 診療録等の記載上の注意事項（共通）

3 「保険者番号」欄について

(1) 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については

6桁)を記載すること(別添2「設定要領」の第1を参照)。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。

(2) 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合(以下「公費負担医療のみの場合」という。)は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

(3) 月の途中において保険者番号の変更があった場合は「備考」欄に変更後の保険者番号を記載すること。

(表：削除)

4 「被保険者証・被保険者手帳」欄の「記号・番号」欄(処方せんにあつては、「被保険者証・被保険者手帳の記号・番号」欄)について

健康保険被保険者証、国民健康被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、受給資格者票及び特別療養費受給票等(以下「被保険者証等」という。)の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」欄の被保険者番号を記載すること。

別添2 保険者番号、公費負担者番号、公費負担医療の受給者番号並びに医療機関コード及び薬局コード設定要領

4 保険者(市町村)別番号は、協会管掌健康保険にあつては協会の都道府県支部ごとに厚生労働省保険局が、船員保険にあつては厚生労働省保険局が、国民健康保険にあつては国民健康保険事業を行う市町村又は国民健康保険組合ごとに都道府県が、また、組合管掌健康保険にあつては健康保険組合(社会保険診療報酬支払基金に対して支払を行う従たる事務所を含む。)ごとに地方厚生(支)局が、後期高齢者医療にあつては後期高齢者医療広域連合が、共済組合及び自衛官等の療

6桁)を記載すること(別添2「設定要領」の第1を参照)。

(2) 船員保険については、当該被保険者又は被保険者であつた者(以下単に「被保険者」という。)及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合(以下「自県分の場合」という。)には、記載を省略して差し支えないこと。

(3) 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりであること。

(表：略)

4 「被保険者証・被保険者手帳」欄の「記号・番号」欄(処方せんにあつては、「被保険者証・被保険者手帳の記号・番号」欄)について

健康保険被保険者証、国民健康被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証、受給資格者票及び特別療養費受給票等(以下「被保険者証等」という。)の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」欄の被保険者番号を記載すること。

別添2 保険者番号、公費負担者番号、公費負担医療の受給者番号並びに医療機関コード及び薬局コード設定要領

4 保険者(市町村)別番号は、協会管掌健康保険にあつては協会の都道府県支部ごとに厚生労働省保険局が、船員保険にあつては社会保険事務所(地方社会保険事務局が事務を行うことになっている場合にあつては当該地方社会保険事務局を含む。)ごとに社会保険庁が、国民健康保険にあつては国民健康保険事業を行う市町村又は国民健康保険組合ごとに都道府県が、また、組合管掌健康保険にあつては健康保険組合(社会保険診療報酬支払基金に対して支払を行う従たる事務所を含

養の給付にあつては各主管官庁が定める番号とする。

- 6 保険者番号の管理は、厚生労働省保険局、都道府県知事、地方厚生（支）局、後期高齢者医療広域連合又は主管官庁において行うものとし、保険者番号の設定変更に際しては、社会保険診療報酬支払基金及び当該保険者に対して速やかに連絡するものとする。ただし、国民健康保険にあつては、都道府県知事から所在地の国民健康保険団体連合会及び当該保険者に対して速やかに連絡するものとし、後期高齢者医療にあつては、後期高齢者広域連合から社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して速やかに連絡するものとする。

む。)ごとに地方厚生（支）局が、後期高齢者医療にあつては後期高齢者医療広域連合が、共済組合及び自衛官等の療養の給付にあつては各主管官庁が定める番号とする。

- 6 保険者番号の管理は、社会保険庁長官、都道府県知事、後期高齢者医療広域連合又は主管官庁において行うものとし、保険者番号の設定変更に際しては、社会保険診療報酬支払基金及び当該保険者に対して速やかに連絡するものとする。ただし、国民健康保険にあつては、都道府県知事から所在地の国民健康保険団体連合会及び当該保険者に対して速やかに連絡するものとし、後期高齢者医療にあつては、後期高齢者広域連合から社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して速やかに連絡するものとする。

「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」（平成18年3月30日保医発第0330008号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>別紙 II 請求書等の記載要領 第1 請求書に関する事項（様式第一関係） 3 「別記 殿」欄について 保険者名、市町村（特別区を含む。）名及び公費負担者名を下記例のとおり「備考」欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。 〔例〕 別記 <u>全国健康保険協会理事長</u> 千代田区長 東京都知事</p> <p>第2 明細書に関する事項（様式第四） 5 「保険者番号」欄について <u>(1) 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号。以下「記載要領等」という。）の別添2（以下「設定要領」という。）の(1)を参照）。</u> <u>(2) 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。</u> <u>(削除)</u> <u>(表：削除)</u></p> <p>7 「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」欄について (1) 健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、受給資格者票</p>	<p>別紙 II 請求書等の記載要領 第1 請求書に関する事項（様式第一関係） 3 「別記 殿」欄について 保険者名、市町村（特別区を含む。）名及び公費負担者名を下記例のとおり「備考」欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。 〔例〕 別記 <u>社会保険庁長官</u> 千代田区長 東京都知事</p> <p>第2 明細書に関する事項（様式第四） 5 「保険者番号」欄について <u>(1) 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号。以下「記載要領等」という。）の別添2（以下「設定要領」という。）の(1)を参照）。</u> <u>(2) 船員保険については、当該被保険者及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合（以下5において「自県分の場合」という。）には、記載を省略して差し支えないこと。</u> <u>(3) 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりとなること。</u> <u>(表：略)</u></p> <p>7 「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」欄について (1) 健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、<u>船員保険被扶</u></p>

及び特別療養費受給票等の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」欄の「被保険者番号」を記載すること。

11 「職務上の事由」欄について

船員保険の被保険者については、「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「2 下船後3月以内」の番号を○で囲むこと。

電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略称を記載することとしても差し支えないこと。

- 1 職上（職務上）
- 2 下3（下船後3月以内）
- 3 通災（通勤災害）

養者証、受給資格者票及び特別療養費受給票等の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」欄の「被保険者番号」を記載すること。

11 「職務上の事由」欄について

船員保険の被保険者については、職務上の取扱いとなる場合のみ該当するものを○で囲むこと。共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「2 下船後3月以内」の番号を○で囲むこと。

電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略称を記載することとしても差し支えないこと。

- 1 職上（職務上）
- 2 下3（下船後3月以内）
- 3 通災（通勤災害）